

「第12次千葉県交通安全計画(案)」からの主な修正箇所

第1編 道路交通安全

第1章 道路交通安全の目標及び重点事項

1 道路交通事故のすう勢等

P6 (2) 交通死亡事故の特徴 (令和3年～令和7年)

(2段落目)

また、後部座席のシートベルト着用率は、近年若干上昇しているものの4割前後に留まっており、シートベルト非着用の場合、重大な交通事故となるおそれがあります。

P7 (2) 交通死亡事故の特徴 (令和3年～令和7年)

「シートベルト着用状況の推移 (一般道路) (県内)」のグラフ追加。
掲載しているグラフのサイズの調整。

2 交通安全計画における目標

P9

区 分	期 間	目 標 数 値
第12次千葉県 交通安全計画	令和8年度～ 令和12年度	24時間死者数 年間110人以下 重傷者数 年間1,300人以下

~~—(出典：千葉県警察)—~~

3 計画の重点事項

P15 ◆重点項目3：自転車の安全利用対策の強化

「自転車保険加入率 (R7年度・県内)」のグラフ追加。

第2章 道路交通安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向

P20 【第4の視点】自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備

(5段落目)

さらに、駆動補助機付自転車 (以下「電動アシスト自転車」という。) の普及が進んでいることから、交通事故の防止を図るための、車両特性を踏まえた交通安全教育、広報啓発を推進します。

...

(6段落目)

自転車の安全利用を促進するためには、自転車道や自転車専用通行帯の整備等により、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された、安全で快適な自転車通行空間の確保を積極的に進める必要があります。特に、都市部において自転車の通行空間の確保を進めるに当たっては、自転車交通のあり方や多様なモード間の分担のあり方を含め、まちづくり等の観点にも配慮する必要があります。また、自動車の運転者に対しても、令和8年4月から適用される自転車の側方
を通過する際の安全確保に関する規定を始め、車道を通行する自転車の安全を
確保するための交通ルールについて周知を図ります。

...

P21 【第5の視点】外国人の交通安全対策の推進

(3段落目)

取組を強化するに当たっては、母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、啓発動画やリーフレット等を活用した効果的な交通安全教育や広報啓発を行うとともに、外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育や安全運転管理の強化（外国人運転者の運転技術に応じた個別指導の推進）等、関係団体、地域社会や外国人労働者を雇用する企業、観光事業者、レンタカー事業者会社、シェアリング事業者といった関係者それぞれが連携した横断的なアプローチが必要となります。

...

P23 【第6の視点】特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進

(2段落目)

ペダル付き電動バイクについては、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、運転には運転免許を要して、ヘルメットの着用が義務とされていることに加え、ナンバープレート、方向指示器等が必要なことなどについて、関係機関、販売事業者等と連携して周知を徹底します。また、無免許運転、通行区分違反等に対する交通指導取締りを推進するとともに、ペダル付き電動バイクを駆動補助機付自転車
(電動アシスト自転車)と称して販売する違法販売事業者対策を推進します。

...

第2節 道路交通安全の施策

【第1の柱】県民一人一人の交通安全意識の高揚

P33 (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

③ シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底
イ 普及活動の推進
a 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進します。
特に後部座席のシートベルトについて、着用率の向上を図るため、非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなることを引き続き周知することや、バス・タクシーにおいては運転者から旅客に対し着用を促す働きかけをすることを推進します。

③ シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底
イ 普及活動の推進
b 児童を含むチャイルドシート使用に向けた普及活動の推進
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発を推進し、正しい使用の徹底を図ります。
また、6歳以上であっても、体格等の事情状況により、シートベルトを適切に着用させることができない場合にはチャイルドシートを使用させることが望ましいこと等についての理解、普及及びその実践を呼び掛けるなど、広報啓発を強化します。

P35 (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

⑤ 小型モビリティの安全対策
イ ペダル付き電動バイク等の安全対策の推進
ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）ではなく、・・・

P37 (3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

③ 高齢者に対する交通安全教育の推進
ウ 高齢者の事故マップを活用した交通安全教育の推進
高齢者の交通事故を防止するため、千葉県警察ホームページに、県下の高齢者事故の発生場所を地図上に表示した交通事故発生マップ高齢者事故マップを掲載するなどし、身近な場所で発生している交通事故の実態を把握してもらうとともに、交通事故防止を常に意識した行動をとることができる交通安全教育を推進します。

P42 (5) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

③ 中学生に対する交通安全教育の推進

ウ スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室の開催
(1段落目)

スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、危険な自転車の乗り方などから発生する交通事故の危険性を理解恐怖や痛みを直視させることにより、交通安全意識の向上等を図ります。

...

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

ア 等学校における交通安全教育の推進
(3段落目)

さらに、日常生活で発生している交通事故が自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する課題を認識し、安全な行動ができる生徒を育成するため、交通安全啓発資料及び活用指導案例を作成・配付する等、普及啓発活動の充実を図ります。

このほか、令和8年4月から、17歳6か月での普通免許等の仮運転免許取得が可能となることから、制度改正について周知を図るとともに、運転免許の取得自体は引き続き18歳以上であることから、仮運転免許期間中の違法な運転や交通事故を防止するため、関係機関と連携し、交通安全教育を行います。

P43 (5) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

エ スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室の開催
(1段落目)

スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、危険な自転車の乗り方などから発生する交通事故の危険性を理解恐怖や痛みを直視させることにより、交通安全意識の向上等を図ります。

...

P44 (5) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

⑦ 外国人に対する交通安全教育の推進

在留外国人や日本国籍を有しながらも日本以外の多様な言語や文化的背景などを有する方に対して、外国人コミュニティや日本語学校等での外国人向けの交通安全教育を推進するとともに、事業者や関係機関等に対して外国人向けの交通安全教育を行うよう働き掛けます。また、運転免許証の更新時、運転免許証の交付までの待ち時間等を活用して外国人向けの啓発動画の放映、リーフレットの配布等による交通安全教育を実施するよう努めます。

訪日外国人に対しては、レンタカー事業者等関係機関と連携し、訪日外国人による交通事故の特徴や自国の交通ルールとの相違点を中心とした日本の交通ルールの周知を徹底します。

加えて、外国人の交通安全意識を醸成するため、地域の交通安全活動に、外国人コミュニティや居住する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動を推進します。

【第3の柱】安全運転の確保

P53 (1) 運転者教育等の充実

⑥ 外国人運転者対策の強化

(2段落目)

また、いわゆる「外免切替」制度について、令和7年10月に改正された新たな制度を周知しするとともに、厳格に運用しますとともに、更なる外国人運転者による適正な運転の確保のための取組を進めます。

...

【第4の柱】道路交通環境の整備

P63 (4) 地域住民の移動手段の確保・充実

(3段落目)

また、地域の実情に応じた交通サービスの再編やモード転換、デジタル技術の活用など市町村や交通事業者等の取組への支援を通じて、より利便性・持続可能性の高い公共交通への再構築を推進します。

P65 (8) 交通需要マネジメントの推進

① 公共交通機関利用の促進

(2段落目)

また、より利便性・持続可能性の高い公共交通への再構築を推進するため、地域の実情に応じた交通サービスの再編やモード転換、デジタル技術の活用など市町村や交通事業者等の取組を支援します。

【第8の柱】被害者支援の充実と推進

P79 (1) 交通事故被害者等支援の充実強化

② 交通事故被害者等の心情に配慮した支援対策の推進

...

P80 (2) 自動車損害賠償保障制度の充実等

(1段落目)

自動車損害賠償責任保険(自賠責共済)等の重要性等について、期限切れや未加入の防止について、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りを推進し、無保険(無共済)車両の運行の防止を徹底します。

...

第2編 鉄道交通の安全

第1章 鉄道交通安全の目標等

P85 1 鉄道事故のすう勢等

(1) 鉄道事故のすう勢

全国的に見ると、鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向にあり、令和6年度は596件発生し、また、死者数は245人、負傷者数は251人でした。

...

第2章 鉄道交通の安全についての対策

第2節 鉄道交通安全の施策

P89 【第2の柱】鉄道交通の安全に関する知識の普及

(1 段落目)

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要です。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者、携帯電話業者等が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動、訪日外国人向けの多言語ポスター等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させます。

...

【第3の柱】鉄道の安全な運行の確保

P89 (1) 保安監査等の実施

鉄道事業者に対し、定期計画的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。

また、計画的な保安監査のほか、重大な事故等同種トラブルの発生等の際にも臨時で保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなど、保安監査の充実を図ります。

P90 (2) 運転士等の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者試験を適正に実施します。また、乗務員の資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導します。

第3編 踏切道における交通の安全

1 踏切事故のすう勢等

P95 (1) 踏切事故のすう勢

(1 段落目)

全国的にみると、踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少傾向にあり、令和6年~~度~~の発生件数は217件、死傷者数は140人となっています。

...

(3 段落目)

令和3年度から6年度の踏切事故の特徴としては、①踏切道の種類別にみると、発生件数では第1種踏切道（自動遮断機が設置されている踏切道又は昼夜を通じて踏切警手が遮断機を操作している踏切道）が最も多~~い~~くなりますが、踏切道100箇所当たりの発生件数で見ると、第4種踏切道が最も多くなっている、②衝撃物別では自動車と衝撃したものが約4割、歩行者と衝突したものが約4割を占めている、③原因別で見ると~~直前横断落輪・停滞等~~によるものが約~~5~~4割を占めている、④踏切事故では、高齢者が関係するものが多く、65歳以上で約4割を占めている、こと~~等~~などが挙げられます。

【その他、誤字等について併せて修正している】